



# 茨城県報 第923号

平成10年1月16日

金 曜 日

## 目 次

### 告 示

ページ

●町の区域の設定(2件)(地方課) .....	2
●字の区域の変更( " ) .....	5
●保険業剤師の登録(保険課) .....	6
●第二種大規模小売店舗に関する公示(2件)(商業流通課) .....	6
●保安林の指定の予定(2件)(林業課) .....	6
●土地改良区設立の認可(農地管理課) .....	7
●道路の区域の変更(2件)(道路維持課) .....	8
●道路の供用の開始(3件)( " ) .....	10
●公有水面埋立ての承認(港湾課) .....	12
●土地区画整理組合の事業計画の変更の認可(2件)(都市整備課) .....	13
●事業計画の変更の認可(2件)(公園街路課) .....	13
●土地改良区役員の就退任(3件)(土地改良事務所) .....	14
●土地改良区役員の就任(2件)( " ) .....	18
●土地改良区役員の退任(2件)( " ) .....	19
●土地改良事業の認可( " ) .....	19

### (大規模小売店舗審議会)

●第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示 .....	19
--------------------------------	----

### 公 告

●茨城県公募公債償還の抽選(財政課) .....	20
●都市計画事業の施行者の名称等(5件)(公園街路課) .....	21
●宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出(建築指導課) .....	23
●開発行為の工事完了(10件)( " ) .....	24
●道路の位置の指定( " ) .....	26
●落札者等の公示(水産試験場) .....	26

### (収用委員会)

●土地収用法に基づく審理の開始の公示による通知 .....	27
-------------------------------	----

### 正 誤

●平成9年12月11日付け茨城県報第915号中 .....	27
-------------------------------	----

## 告 示

### 茨城県告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により藤代町長から土地区画整理事業に伴い、同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお、この届出に係る町の区域の設定の効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

### 紫水一丁目に設定する区域

大字浜田字下川辺 3の2, 4の2, 5の2, 5の3, 6の2, 10の1, 10の2, 11の1の一部, 11の2, 14の1の一部, 14の2, 15, 16の1の一部, 17の4, 17の5の一部, 18の1, 19の1, 20から22まで, 23の1, 23の2, 24の1, 24の2, 26の1, 26の2, 27, 28の1, 28の2, 32の2, 32の3, 32の4, 33から35まで, 36の1, 37の1, 38の1, 39から41まで, 42の2, 44の2, 51の2, 51の3, 52の2から52の4まで, 53, 54, 55の1, 56の1, 57から61まで, 62の1, 62の2, 63の1, 63の2, 64の3, 64の4, 65の2, 65の3, 66の1, 66の2, 66の4, 78の1, 78の2, 78の4, 79の1から79の3まで, 79の5, 79の7から79の9まで, 80の3, 81の1, 81の2, 82, 83, 84の1, 84の2, 85の1, 85の2, 88から93まで

同 字小山前 131の1, 131の2, 132, 133の1, 133の2, 134から140まで, 140の1, 141の2, 141の4, 142, 143の2, 144の2, 156の2, 157, 158の2, 161の2, 162の2, 163の2, 164のイ, 164の1, 164の2, 165の2, 166の2, 166の4, 166の6から166の9まで, 167の1, 167の2, 168の1, 168の2, 169の1, 169の2, 169の5, 169の6, 170の2, 170の3, 174の1, 174の3, 174の5, 174の6, 175の1, 175の2, 176から181まで

同 字出口 182の2, 182の3, 183の2, 187の2, 187の4, 189の2, 189の3, 583の1から583の4まで, 583の6, 585の1から585の3まで, 585の5, 586の2, 590の3, 590の5, 591の2, 594の1, 594の2, 595の2, 598の2, 598の4, 599の2, 600の2, 601の2, 602の2, 605の2, 608の2, 609の2

同 字南上田 618の2, 649の2, 650の5, 650の7から650の9まで, 651の1から651の4まで, 652の1から652の3まで, 653の1, 654, 655の3

同 字薬師堂 676の1, 676の2, 676の4, 685の2, 685の3, 710の1, 710の5から710の7まで, 713の1, 713の3, 719の3, 724の4, 725の4から725の6まで, 730の3

同 字上余郷 828の1, 835の1, 836, 836の1, 837, 838の1, 839の1, 840, 841, 842の1, 843の1, 844の7, 845の2, 846の2, 847の2, 849の2, 850の2, 850の4

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部

### 紫水二丁目に設定する区域

大字浜田字下川辺 1, 2の1から2の4まで, 3の1, 4の3, 6の3, 11の1の一部, 12, 13, 14の1の一部, 16の1の一部, 17の1, 17の5の一部

同 字薬師堂 695の1, 696, 697, 698の1から698の3まで, 699の1, 699の2, 700の1, 700の2, 701の1, 701の2, 702, 703のイ, 703のロ, 704のイ, 704のロ, 705のイ, 705のロ, 706の1, 707の1, 708のイ, 708のロ, 709の3, 710の4, 724の3, 725の1, 725の3, 726の1, 727の2, 728, 729, 730の1, 731のイ, 731のロ, 732, 733, 734の1, 734の2, 736の1, 737の1, 738の2

同 字南將監谷原 744の1, 745の1, 746の1, 746の2, 747のロ, 747の1, 747の2, 748の1, 748の2, 749から760まで, 762の2から762の4まで, 766の2, 767の2, 769の2, 771の1, 771の2, 773の2, 796の3, 797, 1032の1から1032の4まで, 1033, 1034のロの一部, 1034の1, 1035の一部, 1036, 1036の1, 1038, 1040

同 字下余郷 798, 799の1, 799の2, 800, 801, 801の1, 802から804まで, 804の1, 805の1, 806の1, 807, 808の1, 809, 810の1, 811の1, 812の1, 1005の1の一部, 1006の一部, 1006の1の一部, 1007, 1008の1, 1009の1, 1010, 1011, 1012の1から1012の3まで, 1013, 1014の1, 1015の1, 1017の1, 1018の1, 1019の1, 1020の1, 1021の1, 1022から1031まで

同 字上余郷 858の1

大字上萱場字西浦 1, 2, 3の一部, 4の一部, 5の一部, 29の一部, 31の一部, 35の1, 38の1

同 字堤付 451の1の一部, 451の2, 452の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 紫水三丁目に設定する区域

大字浜田字下余郷 998の1, 999の1, 1000の1, 1001, 1001の1, 1002の1, 1003,  
1004の1, 1005の1の一部, 1006の一部, 1006の1の一部

同 字南將監谷原 1034の口の一部, 1035の一部

大字上萱場字西浦 3の一部, 4の一部, 5の一部, 6から9まで, 乙9, 10, 10の口  
乙10, 11のイ, 11の口, 12から15まで, 16の1, 16の2, 17, 18,  
20, 22の1, 22の2, 23, 24の2, 25の2, 26,  
27の1から27の3まで, 28の1, 28の2, 29の一部, 30, 31の一部,  
32, 33の1, 33の2, 34の2, 42の2, 44の2, 45の2, 46の2

同 字西 19

同 字大日脇 21

同 字代官淵 51の1, 51の2

同 字喰沼 435, 436, 436の1, 437, 438, 439の1, 444, 454, 455

同 字堤付 442の1, 443の1, 443の2, 448から450まで, 451の1の一部,  
452の一部

同 字食沼 445から447まで, 453, 456, 457

同 字大日南 458から462まで, 462の1, 463, 464の1, 464の2, 465,  
465の1, 466から469まで, 470の1, 470の2

同 字大日前 471, 471の1

及びこれらの区域に隣接介在する道路, 水路である国有地の全部

## 茨城県告示第30号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により藤代町長から土地区画整理事業(浜田・上萱場地区, 浜田・上萱場土地区画整理事業)に伴い, 同町内の町の区域を次のとおり設定する旨の届出があった。

なお, この届出に係る町の区域の設定の効力は, 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 紫水一丁目に設定する区域

大字浜田字下川辺 4の1

同 字小山前 164の3

大字浜田字出口600の 1

同 字南上田660

同 字葉師堂670

及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部



**茨城県告示第31号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第 1 項の規定により岩井市長から土地改良事業に伴い、同市内の字の区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があった。

なお、この届出に係る字の区域の一部の変更の効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第 4 項の規定による換地処分公告のあった日の翌日から生ずるものである。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

**大字三字馬橋に変更する区域**

大字三字小野久保 294の 1 の一部、294の 2 の一部、294のイの一部、295の 1 の一部、295の 2、295の 3、295の 4 の一部、296の 1 から296の 3 まで、297、298の 1 の一部、298の 2、299の 1 の一部

同 字三本松 286の 1、286の 3、287の 1、288、289、290の 1、291の 2、293の 1

同 字古山 367の 1 の一部、368の 1 の一部、368の 2 の一部、369の一部、370から374まで、375の一部、376の10の一部

同 字二ノ谷 502、508、511、512、514、515

大字寺久字向地 1096の 1 の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部並びに大字三字古山377の 1、378から380まで、719の 3、719の 4、大字三字二ノ谷536の 1、537の 1、538から540まで、543、544、549、550、553、556、566の 1、566の 3、573の 1 に隣接する道路である国有地の一部

**大字三字小野久保に変更する区域**

大字三字西ノ後 323、324の 1、324の 2、325の 1、325の 2 の一部、325の 3 の一部、326の 1 の一部、326の 2、328の 1 の一部

大字三字古山 361の一部、363の一部、364の一部、367の 1 から367の 4 までの各一部、368の 1 の一部、368の 2 の一部、368の 3、369の一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

**大字三字古山に変更する区域**

大字三字小野久保 299の 8 の一部

同 字西ノ後 325の 2 の一部、325の 3 の一部、326の 1 の一部、327の 1、327の 2、328の 1 の一部、333の 1、334の 1、336の 1、337の 1

同 字馬橋 385から387までの各一部

及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部

**大字三字堂ノ志部に変更する区域**

大字三字馬橋 720

大字寺久字向地に変更する区域

大字三字小野久保 294の1の一部, 294のイの一部, 301の1から301の7までの各一部

茨城県告示第32号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により, 次の薬剤師を保険薬剤師に登録した。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

記

氏 名	登録記号番号	登録年月日
江 田 達 生	茨薬 3019	9. 12. 16
宅 石 智 子	茨薬 3020	9. 12. 17
富 島 修	茨薬 3021	9. 12. 18
持 立 典 子	茨薬 3022	9. 12. 19
松 本 和 子	茨薬 3023	9. 12. 22
小 川 悦 子	茨薬 3024	9. 12. 26
緒 形 良 子	茨薬 3025	9. 12. 26

茨城県告示第33号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については, 調整が行われることがあるので, 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により, 公示する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称 株式会社 三喜
- 建物の名称及び所在地 サンキ つくばA店  
茨城県つくば市大字大曾根字タテタシ42-1 外

茨城県告示第34号

第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については, 調整が行われることがあるので, 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により, 公示する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 届出者の氏名又は名称 株式会社 三喜
- 建物の名称及び所在地 サンキ つくばB店  
茨城県つくば市大字蓮沼字花畑42-2 外

茨城県告示第35号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により, 次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があっ

たので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定を予定している森林の所在場所  
西茨城郡七会村塩子字倉見47番3, 48番1
  - 2 指定の目的  
水源のかん養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、水戸那珂地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を茨城県庁及び七会村役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 茨城県告示第36号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 指定を予定している森林の所在場所 <sup>国有林</sup>  
久慈郡里美村大字小菅字福平入2398番「<sup>と</sup>次の図に示す部分に限る。」
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁及び里美村役場に備え置いて縦覧に供する。)

~~~~~

#### 茨城県告示第37号

茨城県笠間市石井に事務所を置く箱田東部土地改良区の設立を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により平成10年 1月 7日認可したから、同条第3項の規定により公告する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年1月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一 般 国 道 118号	久慈郡大子町大字袋田2771番1地先から	旧	メートル 最大 47.1 最小 6.5	メートル 3,411	
	久慈郡大子町大字北田気152番5地先まで	新	最大 47.1 最小 6.5 最大 61.0 最小 14.4 最大 28.0 最小 14.4	3,411 891 88	バイパス 区間一部 新 設
一 般 国 道 118号	久慈郡大子町大字北田気152番5地先から	旧	最大 38.0 最小 9.0	992	
	久慈郡大子町大字北田気541番6地先まで	新	最大 78.0 最小 19.5	992	現道拡幅
一 般 国 道 461号	久慈郡大子町大字上金沢 字新屋敷1611番2地先から	旧	最大 31.0 最小 4.5	178	
	久慈郡大子町大字上金沢 字鎮ケ内1709, 1710番地先まで	新	最大 48.5 最小 15.5	175	現道拡幅
一 般 国 道 461号	久慈郡大子町大字上金沢 字鎮ケ内1709, 1710番地先から	旧	最大 13.8 最小 4.3	522	
	久慈郡大子町大字上金沢 1919番3地先まで	新	最大 13.8 最小 4.3 最大 24.3 最小 12.0	522 432	バイパス 新 設
県 道 北茨城 大子線	久慈郡大子町大字小生瀬 字京塚4306番1地先から	旧	最大 17.1 最小 7.5	159	
	久慈郡大子町大字小生瀬 字栗木町4311番2地先まで	新	最大 21.5 最小 9.5	159	現道拡幅
県 道 大 子 美和線	久慈郡大子町大字頃藤 字大沢口5651番10地先から	旧	最大 31.0 最小 4.5	1,000	
	久慈郡大子町大字大沢 字三郎塚5962番2地先まで	新	最大 40.0 最小 12.5	1,000	現道拡幅



路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県 道 大 子 美和線	久慈郡大子町大字大沢 字三郎塚5962番 2 地先から  久慈郡大子町大字大沢 字芝山1349番地先まで	旧	メートル 最大 21.0 最小 7.0	メートル 367	
		新	最大 21.0 最小 7.0 最大 35.0 最小 11.5	367  240	バイパス 新 設
県 道 大 子 美和線	久慈郡大子町大字大沢 字芝山1349番地先から  久慈郡大子町大字大沢 字住谷958番 2 地先まで	旧	最大 16.5 最小 5.5	1,450	
		新	最大 37.5 最小 12.0	1,450	現道拡幅
県 道 梨野沢 大子線	久慈郡大子町大字浅川 字滑石前3029番 1 地先から  久慈郡大子町大字浅川 字横道2553番 5 地先まで	旧	最大 24.5 最小 7.0	770	
		新	最大 35.0 最小 13.0	770	現道拡幅

茨城県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成10年 1月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県 道 笠 間 緒川線	東茨城郡御前山村 大字下伊勢畑2766番 1 から  東茨城郡御前山村 大字下伊勢畑2242番 2 まで	旧	メートル 最大 32.0 最小 4.0	メートル 3,150	
		新	最大 32.0 最小 4.0 最大 70.0 最小 12.0	3,150  2,820	バイパス 新 設
県 道 石 岡 常北線	西茨城郡岩間町大字安居 字下平2700番11地先から  東茨城郡内原町大字鯉淵 字四の割4208番地先まで  西茨城郡友部町大字長兎路 字五万堀1140番 1 地先から  西茨城郡友部町大字柏井 字池端560番 1 地先まで	旧	最大 24.7 最小 4.9	5,842	
		新	最大 24.7 最小 4.9 最大 61.0 最小 27.0	5,842  1,592	バイパス 一部区間 新 設

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	摘 要
県 道 下 伊 勢 畑 増井線	東茨城郡御前山村 大字下伊勢畑1493番 2 から	旧	最大 16.0	1,540	バイパス 新 設
	東茨城郡御前山村大字檜山672番 3 まで		最小 5.0		
	東茨城郡御前山村 大字下伊勢畑2962番 1 から	新	最大 16.0	1,540	
	東茨城郡御前山村大字檜山672番 3 まで		最小 12.0		

## 茨城県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年1月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道 118号	久慈郡大子町大字袋田2791番 2 地先から 久慈郡大子町大字袋田2740番 8 地先まで	平成10年 1月16日
一般国道 118号	久慈郡大子町大字久野瀬字家ノ前95番 4 地先から 久慈郡大子町大字久野瀬字諏訪下127番 4 地先まで	平成10年 1月16日
一般国道 118号	久慈郡大子町大字久野瀬字辺久り974番 3 地先から 久慈郡大子町大字久野瀬字辺久り976番 1 地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子那須線	久慈郡大子町大字町付2815番 1 地先から 久慈郡大子町大字町付2658番 1 地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子那須線	久慈郡大子町大字町付2474番 3 地先から 久慈郡大子町大字町付2474番 3 地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子那須線	久慈郡大子町大字町付2658番 1 地先から 久慈郡大子町大字町付2591番 1 地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子那須線	久慈郡大子町大字上野宮字中ノ平103番 1 から 久慈郡大子町大字上野宮字新田449番 2 まで	平成10年 1月16日
県 道 大子美和線	久慈郡大子町大字頃藤字小横石5632番 1 地先から 久慈郡大子町大字頃藤字大沢口5651番10地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子美和線	久慈郡大子町大字頃藤字下平5027番 1 地先から 久慈郡大子町大字頃藤字下平5030番 1 地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子美和線	久慈郡大子町大字頃藤字楼下燈5624番 2 地先から 久慈郡大子町大字頃藤字楼下燈5628番 1 地先まで	平成10年 1月16日
県 道 大子美和線	久慈郡大子町大字栃原797番 1 地先から 久慈郡大子町大字栃原字細崎1007番 1 地先まで	平成10年 1月16日

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県 道 大子美和線	久慈郡大子町大字栃原字細崎1007番 1 地先から 久慈郡大子町大字栃原字細崎1011番 1 地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字左貫1898番 1 地先から 久慈郡大子町大字左貫1905番地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字左貫1907番地先から 久慈郡大子町大字左貫2026番 1 地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字左貫1905番地先から 久慈郡大子町大字左貫1907番地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 須賀川大子線	久慈郡大子町大字左貫1981番 2 地先から 久慈郡大子町大字左貫3100番 2 地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 上野宮下金沢線	久慈郡大子町大字左貫2013番 6 地先から 久慈郡大子町大字左貫1982番地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 下関河内小生瀬線	久慈郡大子町大字高柴1714番 2 地先から 久慈郡大子町大字高柴1790番 1 地先まで	平成10年 1 月16日
県 道 下関河内小生瀬線	久慈郡大子町大字高柴1790番 1 地先から 久慈郡大子町大字高柴4297番 5 地先まで	平成10年 1 月16日

茨城県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 1 月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 1 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道245号
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市部田野字山崎3224番10地先から  
ひたちなか市前浜字貉谷津2244番 8 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成10年 1 月16日

茨城県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成10年 1 月16日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成10年 1 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県 道 土浦岩井線	水海道市大生郷町字中根後5309番から 水海道市大生郷新田町字金花1330番 2 まで	平成10年 1 月16日
県 道 下子水海道線	下妻市大字加養字浜254番 1 から 下妻市大字加養字北浦72番まで	平成10年 1 月16日

## 茨城県告示第43号

平成 9 年 5 月 9 日付けで出願のあった公有水面埋立てについては、次のとおり承認したので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第 3 項において準用する同法第11条の規定により告示する。

平成10年 1 月16日

常陸那珂港湾管理者の長

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

所在地 神奈川県横浜市中区北仲通 5 丁目57番  
 名称 運輸省第二港湾建設局  
 代表者住所 東京都荒川区町屋 6 丁目 2 番13号806  
 代表者氏名 運輸省第二港湾建設局長 川 嶋 康 宏

## 2 埋立区域

## (1) 位 置

茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番 8 の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結ぶ平成 5 年 3 月29日付け港指令第18号の承認に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（D.L.+1.76メートルにより決定）により囲まれた区域

①の地点 国土地理院照沼三角点（北緯36度26分05秒227，東経140度35分34秒921）から100度40分33秒2,776.01メートルの地点

②の地点 ①の地点から 0度00分00秒 30.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から 90度00分00秒 162.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 0度00分00秒 20.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 90度00分00秒 500.00メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 180度00分00秒 50.00メートルの地点

## (3) 面 積

29,860.00平方メートル

## 3 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位 置

茨城県那珂郡東海村大字照沼字渚768番 8 の地先公有水面

## (2) 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と④の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 国土地理院照沼三角点（北緯36度26分05秒227，東経140度35分34秒921）から100度08分01秒2,404.75メートルの地点

②の地点 ①の地点から 90度00分00秒 1,300.40メートルの地点

③の地点 ②の地点から 180度00分00秒 600.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から 270度00分00秒 1,300.40メートルの地点

## (3) 面 積

780,240.00平方メートル

## 4 埋立地の用途

公共ふ頭用地

- 5 承認の年月日  
平成 9 年12月26日

~~~~~

**茨城県告示第44号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき富士久保土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 富士久保土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 牛久市中央三丁目15番地 1  
牛久市役所内  
施 行 地 区 牛久市牛久町字藤窪の一部  
牛久市城中町字藤ノ窪の一部  
施 行 期 間 自 平成 7 年12月28日  
至 平成11年 3月31日

設立認可の年月日 平成 7 年12月28日

- 2 変更認可の年月日 平成10年 1月16日

~~~~~

**茨城県告示第45号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定に基づき守谷町守谷東土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可したので同条第 4 項の規定により告示する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組 合 の 名 称 守谷町守谷東特定土地区画整理組合  
事 務 所 の 所 在 地 北相馬郡守谷町大字守谷甲1401番地 3  
施 行 地 区 守谷町大字守谷字坂町, 城内, 御茶屋下, 相野谷, 法花坊, 庚塚, ニツ塚, 新町裏,  
古城沼の各一部

設立認可の年月日 昭和63年12月12日

- 2 変更認可の年月日 平成10年 1月16日

~~~~~

**茨城県告示第46号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

取手市

- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成 4 年茨城県告示第100号取手都市計画道路事業  
3・4・3号 上新町環状線
- 3 事業施行期間  
平成 4 年 1月27日から  
平成13年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

#### 茨城県告示第47号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により事業計画の変更を認可したので同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
取手市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和63年茨城県告示第1304号取手都市計画道路事業  
3・4・7号 取手東口城根線
- 3 事業施行期間  
昭和63年 9月26日から  
平成13年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

~~~~~

#### 茨城県告示第48号

下館市下岡崎162番地の 8 に事務所を置く田谷川土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年 1月16日

茨城県下館土地改良事務所長 田 村 勝 治

1 退 任

| 住 所                | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|--------------------|-----|---------|-----|
| 下館市大字下野殿786番地      | 理 事 | 小 嶋 勇   |     |
| 下館市大字西石田778番地の 2   | 〃   | 新 井 平八郎 |     |
| 下館市大字下岡崎157番地の 1   | 〃   | 富 田 清   |     |
| 下館市大字西方1721番地の 2   | 〃   | 川 田 清   |     |
| 下館市大字一本松827番地      | 〃   | 板 谷 操   |     |
| 下館市大字嘉家佐和1478番地の 2 | 〃   | 正根寺 幸一郎 |     |
| 下館市大字野殿1302番地      | 〃   | 杉 山 俊 雄 |     |
| 下館市大字二木成469番地      | 〃   | 大 島 傳 藏 |     |
| 下館市大字野田92番地の 1     | 〃   | 廣 瀬 宗 八 |     |
| 下館市大字旭ヶ丘2928番地の 2  | 〃   | 齋 藤 豊 徳 |     |
| 下館市大字二木成1556番地     | 〃   | 杉 山 勝 雄 |     |
| 下館市大字東榎生395番地      | 〃   | 鶴 見 好 三 |     |
| 下館市大字旭ヶ丘2908番地の 2  | 監 事 | 鈴 木 俊 夫 |     |
| 下館市大字野殿591番地       | 〃   | 仁 平 雄 三 |     |
| 下館市大字西榎生250番地      | 〃   | 鈴 木 岩 雄 |     |

2 就 任

| 住 所               | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------------------|-----|---------|-----|
| 下館市大字下野殿786番地     | 理 事 | 小 嶋 勇   |     |
| 下館市大字西石田778番地の 2  | 〃   | 新 井 平八郎 |     |
| 下館市大字一本松827番地     | 〃   | 板 谷 操   |     |
| 下館市大字西方1721番地の 2  | 〃   | 川 田 清   |     |
| 下館市大字西榎生250番地     | 〃   | 鈴 木 岩 雄 |     |
| 下館市大字野殿1302番地     | 〃   | 杉 山 俊 雄 |     |
| 下館市大字二木成469番地     | 〃   | 大 島 傳 藏 |     |
| 下館市大字野田92番地の 1    | 〃   | 廣 瀬 宗 八 |     |
| 下館市大字旭ヶ丘2928番地の 2 | 〃   | 齋 藤 豊 徳 |     |
| 下館市大字二木成1556番地    | 〃   | 杉 山 勝 雄 |     |
| 下館市大字西榎生34番地の 1   | 〃   | 鶴 見 幸 明 |     |
| 下館市大字嘉家佐和1781番地   | 〃   | 瀬 畑 恒 雄 |     |
| 下館市大字東榎生395番地     | 監 事 | 鶴 見 好 三 |     |
| 下館市大字野殿603番地      | 〃   | 柴 博 允   |     |
| 下館市大字旭ヶ丘2926番地の 2 | 〃   | 仁 平 芳 之 |     |

~~~~~  
茨城県告示第49号

新治郡霞ヶ浦町牛渡365番地に事務所をおく菱木上流土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により届け出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成10年 1月16日

茨城県土浦土地改良事務所長 吾 妻 輝 一

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡霞ヶ浦町穴倉2482番地 4	理 事	古 渡 清 春	理 事 長
” ” ” 2741番地	”	林 晋	
” ” ” 2260番地の 2	”	古 渡 健 藏	
” ” ” 3112番地	”	長 瀬 清	
” ” ” 3155番地の 3	”	大久保 恭	
” ” ” 3068番地	”	漆 野 利 雄	
” ” ” 3305番地の 1	”	富 田 信 尚	
” ” ” 4007番地	”	酒 井 幸 茂	
” ” ” 4498番地	”	円城寺 庄 衛	
” ” ” 4444番地	”	酒 井 一 郎	
” ” ” 3962番地	”	山 崎 信 男	
” ” ” 4985番地	”	雨 貝 昭	副 理 事 長 及 び 会 計
” ” ” 4904番地	”	富 山 司 欣	
” ” ” 4875番地	”	富 山 勝 登	
” ” ” 4983番地の 1	”	富 山 倉 之 助	
” ” ” 5702番地	”	山 田 七 郎	
” ” ” 6087番地	”	狩 野 良 夫	
” ” ” 5422番地	”	狩 野 満 男	
” ” ” 5812番地	”	酒 井 誠	
” ” ” 6150番地の31	”	野 村 幸 雄	
” ” ” 1544番地	監 事	大久保 晴 信	総 括 監 事
” ” ” 4871番地	”	根 食 忠 夫	
” ” ” 5717番地の 1	”	酒 井 康	

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡霞ヶ浦町穴倉2482番地 4	理 事	古 渡 清 春	理 事 長
” ” ” 2741番地	”	林 晋	
” ” ” 2260番地の 2	”	古 渡 健 藏	
” ” ” 3112番地	”	長 瀬 清	
” ” ” 3155番地の 3	”	大久保 恭	
” ” ” 3068番地	”	漆 野 利 雄	
” ” ” 3305番地の 1	”	富 田 信 尚	
” ” ” 4444番地	”	酒 井 一 郎	
” ” ” 3962番地	”	山 崎 信 男	



住 所	職 名	氏 名	摘 要
新治郡霞ヶ浦町穴倉4277番地	理 事	坂 本 得 一	
“ “ “ 4514番地	“	大 橋 忠 夫	
“ “ “ 4985番地	“	雨 貝 昭	副 理 事 長 及 び 会 計
“ “ “ 4904番地	“	富 山 司 欣	
“ “ “ 4875番地	“	富 山 勝 登	
“ “ “ 4880番地	“	吉 田 文 雄	
“ “ “ 5702番地	“	山 田 七 郎	
“ “ “ 6087番地	“	狩 野 良 夫	
“ “ “ 5422番地	“	狩 野 満 男	
“ “ “ 5812番地	“	酒 井 誠	
“ “ “ 6150番地の31	“	野 村 幸 雄	
“ “ “ 1544番地	監 事	大 久 保 晴 信	総 括 監 事
“ “ “ 4007番地	“	酒 井 幸 彦	
“ “ “ 4871番地	“	根 食 忠 夫	
“ “ “ 5717番地の1	“	酒 井 康	

## 茨城県告示第50号

鹿嶋市平井1187番地の1に事務所を置く波野台土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年1月16日

茨城県銚田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

## 1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字小宮作780番地	理 事	大 川 正 壽	
“ “ 小宮作714番地	“	大 川 勇	
“ “ 小宮作685番地	“	大 川 正 夫	
“ “ 下津364番地	“	池 田 豊	
“ “ 下津781番地1	“	内 野 昭 八 郎	
“ “ 神向寺333番地	“	大 川 昭 一	
“ “ 神向寺77番地1	“	石 津 喜 一	
“ “ 神向寺86番地	“	大 川 初 衛	
“ “ 神向寺590番地	“	田 口 太 一	
“ “ 明石15番地	“	笹 沼 源 樹	
“ “ 小宮作716番地	“	中 山 誠 治	
“ “ 小宮作702番地	監 事	大 川 泰	
“ “ 下津781番地	“	高 田 忠 男	
“ “ 神向寺134番地1	“	木 内 作 次 郎	

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
鹿嶋市大字小宮作685番地	理 事	大 川 正 夫	
“ “ 小宮作714番地	“	大 川 勇	
“ “ 小宮作780番地	“	大 川 正 壽	
“ “ 小宮作716番地	“	中 山 誠 治	
“ “ 下津364番地	“	池 田 豊	
“ “ 下津781番地 1	“	内 野 昭 八 郎	
“ “ 下津781番地 5	“	笹 掛 權 之 丞	
“ “ 神向寺333番地	“	大 川 昭 一	
“ “ 神向寺189番地	“	神 向 寺 賢	
“ “ 神向寺86番地	“	大 川 初 衛	
“ “ 神向寺483番地	“	大 久 保 広 道	
“ “ 明石15番地	“	笹 沼 源 樹	
“ “ 小宮作702番地	監 事	大 川 泰	
“ “ 下津781番地	“	高 田 忠 男	

## 茨城県告示第51号

水戸市三の丸3丁目9番28号に事務所を置く千波湖土地改良区から次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年 1月16日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

## 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
水戸市西大野497番地	理 事	遠 西 平 男	

## 茨城県告示第52号

笠間市石井717番地に事務所を置く本戸土地改良区から次のとおり役員が就任した旨土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年 1月16日

茨城県水戸土地改良事務所長 中 島 正 隆

## 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市本戸1840番地	理 事	大 槻 和	
笠間市本戸880番地の 1	理 事	安 達 弘	
笠間市本戸1001番地	理 事	長 堀 正	
笠間市本戸1305番地	理 事	軽 部 一 也	
笠間市本戸2568番地	理 事	友 部 忠 誠	

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市本戸4048番地	理 事	平 山 隆	
笠間市本戸2487番地	理 事	大 槻 忠	
笠間市本戸3093番地	理 事	藤 枝 市 郎	
笠間市本戸3113番地	理 事	藤 枝 征 宜	
笠間市本戸3375番地	理 事	甲 田 富 一	
笠間市本戸1021番地の 1	監 事	富 田 實	
笠間市本戸3445番地の 1	監 事	奥 川 武	
笠間市本戸2598番地	監 事	稲 田 稔	

茨城県告示第53号

行方郡潮来町大字辻1010番地の13に事務所を置く津知地区土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年 1 月16日

茨城県鉾田土地改良事務所長 平 倉 孝 裕

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
行方郡潮来町大字築地639番地	理 事	坂 本 孝 行	

茨城県告示第54号

猿島郡三和町仁連2065番地に事務所をおく幸江崎土地改良区から次のとおり役員が退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成10年 1 月16日

茨城県境土地改良事務所長 石 井 哲 雄

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
猿島郡三和町上和田110番地	理 事	山 中 盛 正	理 事 長

茨城県告示第55号

平成 9 年10月 3 日付けで新利根川土地改良区から申請のあった柴崎地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により平成 9 年12月19日認可した。

平成10年 1 月16日

茨城県江戸崎土地改良事務所長 池 上 一 郎

(大規模小売店舗審議会)

茨城県大規模小売店舗審議会告示第 7 号

第二種大規模小売店舗における小売業に関する公示

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第 9 条の

規定により、次のとおり公示しますから、意見を述べようとする者は意見の内容を記載した書面に、「(1) 氏名又は名称及び住所 (2) 事業者にあつては、その事業の種類 (3) 略歴 (法人及び団体にあつては、事業の沿革) (4) 意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、本日から2週間以内に茨城県大規模小売店舗審議会事務局 (茨城県商工労働部商業流通課内) に到着するように提出して下さい。

平成10年 1月16日

茨城県大規模小売店舗審議会委員長 宇 野 秀

- 1 届出者の氏名又は名称 有限会社 カトレア
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ姫子店  
茨城県水戸市姫子 2丁目760番 外
- 3 現在の年間休業日数 年間20日
- 4 削減後の年間休業日数 年間13日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成10年 4月 1日

- 1 届出者の氏名又は名称 株式会社 アロー
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ姫子店  
茨城県水戸市姫子 2丁目760番 外
- 3 現在の年間休業日数 年間20日
- 4 削減後の年間休業日数 年間13日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成10年 4月 1日

- 1 届出者の氏名又は名称 日立サンドライ株式会社
- 2 第二種大規模小売店舗の名称及び所在地 カスミ姫子店  
茨城県水戸市姫子 2丁目760番 外
- 3 現在の年間休業日数 年間20日
- 4 削減後の年間休業日数 年間13日
- 5 休業日数の削減を行う年月日 平成10年 4月 1日

---

## 公 告

---

### ◎茨城県公募公債償還の抽選

地方財政法施行令 (昭和23年政令第267号) 第10条の規定により、茨城県公募公債の定時償還のため抽選を次のとおり実施する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 抽 選 日 時  
平成10年 1月27日 午前10時30分
- 2 抽 選 場 所  
水戸市南町 2丁目 5番 5号  
株式会社常陽銀行本店

## 3 抽 選 方 法

せん札抽選

## 4 対 象 銘 柄 等

銘 柄	償 還 期 日	償 還 金 額
茨城県平成元年度第 1 回公募公債	平成10年 3 月23日	12,000万円
茨城県平成 2 年度第 1 回公募公債	平成10年 3 月20日	12,000万円
茨城県平成 3 年度第 1 回公募公債	平成10年 3 月25日	12,000万円

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

日立都市計画道路事業については、平成 9 年12月18日付建設省告示第2129号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年 1 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

日立都市計画道路事業

3・4・101号 木崎稲木線

3・6・73号 広町真淵下線

3・6・79号 停車場増井線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県常陸太田市金井町，金井町字金井下南，木崎一町字木崎東，字木崎西，字西切剥，字西道，字舛形百歩，字上軍田及び字堤並びに木崎二町字二本杉，字木崎下，字東切剥，字木崎平，字木崎東，字木崎西，字西切剥及び字上長堀地内

## (2) 使用の部分

なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

取手都市計画道路事業については、平成 9 年12月18日付建設省告示第2130号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 2 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年 1 月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

3・4・8号 片町白山前線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県取手市取手三丁目、台宿二丁目、中央町、井野一丁目及び白山一丁目地内

## (2) 使用の部分

なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については、平成9年12月18日付建設省告示第2132号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画道路事業

3・3・11号 荒川沖木田余線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県土浦市荒川沖東二丁目並びに稲敷郡阿見町大字荒川本郷字池向及び字戸隠並びに大字荒川沖字鶉野地内

## (2) 使用の部分

なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成9年12月18日付建設省告示第2128号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・15号 水戸駅平須線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県水戸市宮町一丁目、梅香一丁目及び常磐町地内

## (2) 使用の部分

なし

## ◎都市計画事業の施行者の名称等

水海道都市計画道路事業については、平成9年12月18日付建設省告示第2131号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画事業の種類及び名称

水海道都市計画道路事業

3・3・14号 玉台橋菅生線

3・4・10号 玉台橋西樽戸線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地

水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

## 4 事業地の所在

## (1) 収用の部分

茨城県筑波郡谷和原村大字絹の台1丁目、大字絹の台7丁目並びに大字小絹字下川岸及び字西藏下、水海道市大字内守谷町字鬼怒川向、字川押及び字奥山地内

## (2) 使用の部分

なし

## ◎宅地建物取引業者の事務所の所在地の申出

下記業者については、事務所の所在地を確知できないので、この公告の日から30日以内に、茨城県知事に対し書面により事務所の所在地の申出を行ってください。

なお、期間内に申出がない場合は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条の規定により免許を取り消すことがあります。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

商 号 有限会社中央コーポレーション

代表者氏名 原 田 耕 市

事務所所在地 水戸市中央1丁目5番18号 ビラージュブルースカイ201号

免 許 番 号 茨城県知事（1）第5427号

免 許 年 月 日 平成7年7月19日

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町立沢字野目里塚978番 1, 980番 1, 同番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡守谷町立沢980-1

医療法人 慶友会 守谷慶友病院

理事長 石 井 慶 太

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市猪子町字前山久保995番196

## 2 事業主の住所及び氏名

つくば市大字谷田部5634番 1

今川薬品株式会社

代表取締役 今 川 美 明

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡守谷町松ヶ丘 6 丁目22番, 同所23番, 同町松ヶ丘 7 丁目20番から同所22番まで

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区内幸町 1 丁目 3 番 6 号

日本新都市開発株式会社

代表取締役 小 林 浩

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市中央 4 丁目24番 1 の一部, 同番 7 の一部, 同番 9

## 2 事業主の住所及び氏名

牛久市中央 4 丁目24番 5

田 井 昭 一

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村布佐字原田1750番 7 から 9 まで

## 2 事業主の住所及び氏名

取手市青柳421番地 4

株式会社 倉持

代表取締役 倉 持 道 弥



## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

新治郡千代田町大字下稲吉字西山2652番1, 同番3から同番4まで, 同番6から同番8まで, 同町大字下稲吉字八反田2653番2から同番5まで, 同所2655番2から同番3まで, 同所2659番1, 同番3から同番6まで

## 2 事業主の住所及び氏名

東京都墨田区石原2丁目5番10号

株式会社 田中徳右衛門パイプ商店

代表取締役 田中 徳右衛門

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字坂野新田字坂野新田12番43

## 2 事業主の住所及び氏名

下妻市大字小野子町2丁目21番地

株式会社 新茨城クボタ

代表取締役 奥 村 正 治

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

ひたちなか市高場字鹿原1484番, 1485番, 1486番, 1487番, 1490番, 1491番, 1489番30, 1492番, 1493番1494番合併

## 2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡美野里町羽鳥2675番地

株式会社 スーパーカドヤ

代表取締役 岡 崎 光 男

## ◎開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成10年1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村土屋字山下1979番113, 同番118, 同番119, 同番278, 同番281, 同番291から293まで

## 2 事業主の住所及び氏名

土浦市文京町1丁目18番9

守谷宅建有限会社

代表取締役 石 倉 義 人

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北茨城市中郷町大字日棚字宝壺1230番4, 同番5, 1232番2, 1233番, 1239番2, 1240番2, 1241番2, 1242番2, 1252番, 1257番5, 1258番6, 1380番1, 1381番, 1382番, 1383番, 1384番, 同番1, 1385番, 1386番, 同番1, 1387番, 1388番, 同番1, 1389番, 同番1, 1390番, 同番1, 1391番, 1392番, 1394番1, 1395番, 1396番1, 同番2, 1397番, 1398番, 1399番, 1400番, 1401番, 1402番, 1403番, 1404番, 1405番, 1406番, 1407番, 1408番,

1409番, 1410番, 1411番, 1412番, 1413番, 1414番, 1415番, 1416番, 1417番, 1418番, 1419番, 1420番, 1421番, 1422番, 1423番, 1424番, 同番 1, 同番 2, 1425番, 1426番, 1427番, 1428番, 1429番, 1430番 2, 同番 3, 1431番, 同番 1, 1433番 1, 1434番, 1443番, 1447番 1, 1449番, 1453番, 1507番 1, 1508番, 同番 1, 1510番 1, 同番 2, 1540番13, 同番25, 1851番 7, 同番 8, 同番 9, 同番10, 1852番 1, 同番 3, 同番 6, 1854番 1, 同番 3, 同番 8, 1855番 1, 同番 2, 1856番 1, 同番 2, 1857番 1, 同番 2, 1858番 1, 同番 2, 1859番 1, 1860番 1, 同番 2, 同番 6, 同番11, 同番12, 1861番, 1862番, 1863番 1, 同番 2, 1864番, 1865番 1, 同番 2, 1866番 1, 同番 2, 同番 3, 同番 4, 1867番 1, 同番 2, 1868番, 1869番, 1870番, 1871番, 1872番, 1873番, 1874番, 1875番, 1876番, 1877番, 1878番, 1880番, 1881番, 1882番, 1883番, 1884番, 1885番 1, 同番 2, 1886番, 同番 1, 2001番 4, 同番 5, 同番 6, 2005番 2

## 2 事業主の住所及び氏名

茨城県水戸市大町 1 丁目 2 番17号

財団法人 茨城県開発公社

理事長 橋 本 昌

## ◎道路の位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成10年 1月16日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指定年月日	申 請 者		道路の位置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
北総建指令 第 4 号	平成10年 1月 6日	鈴木 猛	西茨城郡友部町 大字湯崎675番地	西茨城郡友部町 大字湯崎字御手洗 1069番 6	メートル 6.05	メートル 55.05

## ◎落札者の公示

次のとおり落札者について公示します。

平成10年 1月16日

茨城県水産試験場長 長谷川 一 磨

- 1 名称及び数量 漁業調査船「水戸丸」の定期検査及び一般修繕工事 一式
- 2 担当部局の名称及び住所 茨城県水産試験場  
茨城県ひたちなか市平磯町三ツ塚3551- 8
- 3 落札決定日 平成 9年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所 日本鋼管株式会社 代表取締役社長 下垣内 洋 一  
東京都千代田区丸の内 1 丁目 1 番 2 号
- 5 落札金額 51,450,000円
- 6 契約方式 一般競争入札
- 7 入札公告日 平成 9年11月13日
- 8 落札方式 最低価格

## (収 用 委 員 会)

## ◎土地収用法に基づく審理の開始の公示による通知

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき送達すべき次に掲げる書類は、茨城県収用委員会事務局（茨城県総務部総務課（水戸市三の丸1丁目5番38号）内）において保管してあるので、次に掲げる者は、出頭のうえ、その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成10年2月5日をもって通知があったものとみなされます。

平成10年1月16日

茨城県収用委員会会長 中井川 昇 一

## 1 送達すべき書類の名称

平成10年1月16日付けの審理の開始に係る書類

## 2 送達を受けるべき者の住所及び氏名

(1) 鹿島郡神栖町大字居切字北ノ内425番及び字砂山1631番2の土地所有者

住所不明。ただし、戸籍上千葉県銚子市内浜町1505番地 持分158,760分の63坐古福江

(2) 鹿島郡神栖町大字居切字砂山1684番及び字砂屋敷1685番1の土地所有者（鹿島郡神栖町堀割二丁目25番50号大竹和男を除く。）

(3) 鹿島郡神栖町大字居切字砂屋敷1626番2の土地所有者

---

**正 誤**

---

平成9年12月11日付け茨城県報第915号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
28	下から2	④富士通リース株式会社関東営業所 埼玉県大宮市錦町682-2	④富士通リース株式会社 東京都新宿区西新宿2-7-1

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行 (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8111 (代)